

第6回議員提出条例に係る検証検討会 概要版

日時：H20.9.30(火)13:03 15:00

場所：議会棟2F201委員会室

出席者：議員提出条例に係る検証検討会委員（11名）執行部、事務局

資料：第6回議員提出条例に係る検証検討会事項書、

- | | |
|-----|------------------------------|
| 別紙1 | 第6回検討会において説明を求める事項 |
| 資料1 | 仕様書における特記事項記載について |
| 資料2 | リサイクル製品の再生資源割合 |
| 資料3 | 検討会委員提案 |
| 資料4 | 条文の規定に係る論点等整理表 |
| 資料5 | 三重県リサイクル製品利用推進条例の検証に係る意見について |

検討会議事録 概要版

委員：ただいまから、第6回議員提出条例に係る検証検討会を開催する。

9月17日に開催した前回では、参考人として、東京大学大学院の足立教授を招致し、環境対策に関する世界及び日本の現状、環境対策の理念及びこれまでの取組、今後必要な環境対策など幅広い観点からご意見をいただいた。また、三重県のリサイクル製品認定制度による取組が、三重モデルとしてさらに発展する可能性などについても示唆をいただいた。

その後、他の道府県におけるリサイクル製品認定制度に関する条例等について事務局の説明を聴取した。

本日は、まず、条例に基づく執行について執行部に別紙1のとおり補足説明を求めているので、聴取したいと思う。その後、各委員から、検討すべき論点についてご提案をいただいているので、それについて議論したい。

執行部、お願いします。

執行部：二点、説明させていただきたい。一点目は、仕様書における特記事項記載について、二点目は、認定リサイクル製品に占める再生資源等の混入割合についてである。一点目については、公共事業運営室長から、二点目については、ごみゼロ推進室室長からさせていただきたい。

執行部：資料1に基づき説明させていただく。現状としては、三重県の発注する工事では、設計書の積算段階で「使用検討チェックリスト」を用いて、性能・品質、数量、価格、その他条件等を考慮し、当該工事で使用出来る製品があるかどうかを確認し、あれば特記仕様書に該当する製品の品目名

を記載することにより、三重県認定リサイクル製品を指定して発注している。

資料1 3 ページ目のフロー図に基づいて説明する。発注が決定すると、「使用検討チェックリスト(資料1 4 ページ目)」を用いて、当該工事で使用できる認定リサイクル製品を確認する。該当製品があるということになると、特記仕様書に使用する製品を明記し、認定リサイクル製品の使用を指定し、発注することとなる。なお、ここでは個別の製品名ではなく、品目名を明記する。その後、請負業者が認定製品の中から施工時期や納入数量などの現場条件等を考慮の上、生産者と協議し、製品を選定することとなる。この場合、例えば使用したい時期に必要な製品が確保できないなど、やむを得ない理由により指定製品が使用できない場合もあり、この時は県と協議して使用しないこともある。その後、現場条件等と合致したら、発注者において、請負業者が選定した認定製品の使用を承認し、現場で使用されることとなる。なお、発注者は、工事完成後、認定製品の使用実績報告を行うこととなる。

資料1 4 ページ目は、使用検討チェックリストの抜粋であり、このように個々の工事ごとに、認定製品 116 品目の使用の可否をチェックしている。

資料1 5 ページ目は、工事の特記仕様書の抜粋で、チェック欄に使用を義務付ける品目名など明記している。また、工事用看板や木製バリケードなどは、すでに請負業者が購入しているということもあるので、義務ではなく、使用努力義務を課しているというものもある。

このように、認定製品の使用に努めている。

資料1 11 ページ目に戻り、(2) 認定リサイクル製品の優先使用については、制度が始まってから7年を経過しているが、毎年各種説明会において、使用についての留意点や優先使用の周知を行っている。なお、実際の使用量については、毎年公表している環境森林部の使用・購入状況調査において使用実績を把握しているが、個々の工事での検証は行っていない。

(3) 第4回検証検討会において、約30件の抽出工事の特記仕様書へ適切に記載が行われていないとのご指摘をいただいたので、舗装工事の上層路盤材について、本年4月から9月までに入札結果が公表された41件の内容を確認した。調査の結果、41件中、上層路盤材を用いた工事は17件で、この内、認定製品を指定したものが6件、販売区域外や使用基準(価格比など)で使用出来なかったものが10件で、これらについては適切に行われていたものである。しかし、認定製品が使用できるにも関わらず積算で通常製品を選定し、特記仕様書に指定のないものが1件確認されたほか、路盤材以外の製品についても特記仕様書への記載漏れなどが一部で確認された。

なお、特記仕様書へ指定がなかった案件については、発注機関へ確認したところ、工事発注後に間違いに気がつき、既に請負業者と協議のうえ認定製

品を使用するよう対応済みとのことだった。

2. 課題として、(1) 認定リサイクル製品の優先使用については、各発注機関で認識されていると理解しているところであるが、今回抽出した工事で確認したところ、一部で適切に執行されていない案件が確認されたことから、これまでの運用方法(紙ベースで行っている使用検討チェックリストや特記仕様書など)及び周知(各種説明会等)では限界があると考えている。

(2) また、今回の調査において認定製品を使用していない案件は、担当者の選定漏れであったことから、各担当者が漏れがなく容易に製品を検索し使用検討できる手法を検討する必要がある。

3. 対策と方針として、(1) 現在、積算時に用いる使用検討チェックリストについては、認定番号別に使用検討を行っているが、これを積算担当者が製品の選定時に漏れがなく、特記仕様書とリンク付けするなど使いやすいシステムとなるよう、平成21年度中の稼働を目指してチェックリストの改訂に取り組んでいるところである。なお、それまでの間については、積算担当者向けに認定リサイクル製品の使用手順等が、適切に運用されるよう、再度周知徹底を図っていきたいと考えている。

(2) また、個々の工事での検証については、現段階ではチェックリストに記載した内容を確認すること以外に方法がないことから、効率的な検証方法を検討していきたいと考えているところである。説明は以上。

執行部：認定リサイクル製品に占める再生資源等の混入割合について、説明させていただく。この条例では、リサイクル製品とは、県内で発生する廃棄物を使用した製品とされているが、その割合については、審査の段階で、(廃棄物を)できるだけ多く使っていただくよう審査しているところである。現状が、[資料2](#)のとおりである。再生資源と製品全体との重量比が再生資源割合であり、再生資源と製品の中で置き換えることのできる対象物との重量比が置換率である。[資料2](#)の下のグラフで図示するとおりである。今回は、認定リサイクル製品を大きく6種に分け、再生資源割合の最大、最小及び平均、同様に置換率の最大、最小及び平均を挙げた。

最初に、16製品が認定されている土砂類について、再生資源割合が最大100、最小35、平均で75である。置換率も同様である。最大100の製品とは、埋め戻し材やサンドクッション材である。最小35の製品とは、路盤材であり、再生資源の外に碎石等を入れなければならないので、(碎石等は比重も高く)重量比で35と低くなる。

次に、コンクリートについてであるが、再生資源割合が最大21、最小10となっている。これは、細骨材の代替として溶融スラグ等を利用しているものである。置換率は、細骨材中の溶融スラグ等の再生資源の割合である。

緑化基盤材については、認定は4製品しかないが、再生資源割合最大88、

最小 47 というものである。保水材以外は間伐材等を用いた再生資源に置き換えられて利用されている。その他建設資材として、再生資源割合として最大 100 から、最小 4 のものまでである。最小の 4 とは、グレーチング製品であって、側溝の蓋に使用されるものである。製品の表面にガラスを用いたものを塗り、そうすると景観が良くなり、滑りにくくなるなどのメリットがあるので、設置するものである。重量比では 4 % となる。肥料や物品・環境資材については、再生資源を 100%使っている。

委員：置換率における置き換えの意味を詳しく伺いたい。

執行部：例えば、コンクリートに溶融スラグを使用する場合、コンクリートは、細骨材、粗骨材、水、セメント等からできる。ここで細骨材は溶融スラグで代替することができる。(セメントは代替することはできない。)セメントの分も入れた製品と、溶融スラグとの重量比が再生資源割合であり、細骨材と代替した溶融スラグとの重量比が置換率である。

委員：公共事業運営室長に伺いたい。事業者が使用する努力目標は、どこに明記されているのか。

執行部：資料 1 の 5 ページ目、特記仕様書の、チェックを付したところに「三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を利用するように努める」とある。

委員：事業者に、使用を義務付けないで努力にとどめている理由を、もう一度説明していただきたい。

執行部：工事用バリケード、工事用表示板などは積算では率計算としており、また、請負業者がすでに保有しているものを転用する場合もあり得る。そのような場合など新たに購入してまで使用を義務付けることはしていない。

委員：それは理解できる。工事用バリケードや工事用表示板などは使い回しをする。緑化基盤材の使用が義務付けられていないとはどういうことか。

執行部：緑化基盤材は、市場単価を使って積算している。これは、製品の単価が、材料だけでなく施工手間も含んだ単価となっている。従って、積算時の使用検討段階で、材料単価が不明なので製品での価格比較ができない。そのため、義務付けまでは行っていない。

委員：緑化基盤材とはどういうものか。詳しく説明いただきたい。

執行部：道路等の法面の保護などに用いられる吹きつけ材料で、現場で黒っぽいものが見られるが、その中で一番多く含まれるものである。他に種子や化学肥料などを含むものがある。緑化材料の一部である。

委員：リサイクル製品とは認められるが県による使用は義務付けられていないわけか。

執行部：使用基準として定めているもので、製品価格がある程度高いものまでは優先使用するが、価格比較ができないため、努力として取り扱っている。

委員：それであれば認定を外した方がよいのではないか。

執行部：緑化基盤材については、こういった使用基準があり、努力するとの規定にしかっていないことを申請者にも説明している。しかし、県の認定を受けたい、認定を受けることがPRになる等により申請されている。条件としては、事前に説明しているところである。

委員：リサイクル製品はそうでないものより割高と思う。努力規定であれば、例えば少し高い場合であれば購入できるが、かなり割高だと購入できないだろう。そのような価格比較のチェックをしたりするのか、またその価格比較のチェックなど工事のチェックリストは情報公開の対象となっているのか、もしわかれば教えていただきたい。

執行部：チェックリストの情報公開については、請求があれば開示の対象となる。その比較及び判断の基準となった点については、例えば価格比がいくつになったので採用されなかったなど具体的な情報などについては、非開示として取り扱っている。

委員：その、価格が使用基準を超えると、製品が法外な価格などという場合のことか。

執行部：ご指摘のとおりである。通常なら、一定の範囲内の価格であれば優先使用するが、あまりに割高だと使用しない。

委員：再生資源割合について伺いたい。置換率とは、置き換えの可能な率なのではないのか。それであれば置換率は、通常 100%が可能であるのか。

執行部：例えばコンクリート二次製品については、申請時には様々な割合で検討する。しかし、性能や外観の点でレベルを満たすものの中で、置換率の高いものを認定することとしている。

委員：その（性能や外観の点でレベルを満たすもの）中で、最大まで上げるわけか。

委員：緑化基盤材とは、フェロシルトのことではないのか。他に何かあるというのか。

執行部：以前の検討会で配付した「三重県認定リサイクル製品」のパンフレットの19ページに、緑化基盤材を掲載している。

委員：フェロシルトは、植物育成効果があると謳って販売したのではないか。

執行部：フェロシルトは、H15年に認定されたものであるが、申請時には土壌改良材、埋め戻し材及び植物育成の点から申請された。しかし、認定は、土壌改良材及び埋め戻し材として認定された。

委員：県の機関も共同研究していたのではなかったか。リサイクル製品は結局割高になる。平均でどれくらい高いのか。認定リサイクル製品の販売実績は63億円、その内県による購入は、11億円と聞いている。もしリサイクル製品を使わなければ、どの程度の金額で済むのか。そのデータはあるのか。

執行部：この条例に基づき県は購入義務があるが、県がもしリサイクル製品でないものを購入した場合には、いくらになるかのデータは持っていない。

委員：それは不透明ではないか。リサイクル製品利用推進制度そのものにも問題がある。リサイクルとは言うが、その前に3Rがあり、リデュース、リユース、リサイクルの三点を合わせて考えなければならない。

委員：特記仕様書の件で、リサイクル製品を使用した場合には次回以降に優先して工事を発注するなどの特典はないのか。

執行部：特典はない。

委員：再生資源割合の最大、最小、平均をお示しいただいているが、そのばらつき具合はいかがか？また（次回以降でも）提示していただきたい。

執行部：今回提出したものを基に、もっとわかりやすい形で資料としてお示しすることはできると考えている。

委員：例えばフェロシルトなど、仮に単価を100としても、トラック等で運搬することにより手数料がかかり、バックマージンみたいなこともあったのか。

執行部：運搬についても支払っていた。また、研究開発費による支払いはあったと聞いている。

委員：フェロシルトに限らず、産業廃棄物などでも例があるが、あるリサイクル製品の販売価格よりも（それに交付されている）研究開発費の方が高額という場合があるのではないか。そのような場合、そのような（研究開発費のような）名目の支払いは適法なのか。

執行部：事実上でも、買い取り価格よりも研究開発費等別の名目の支払いの価格の方が高く、逆有償の取扱いなら廃棄物として廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）の適用対象となるだろう。

委員：そういう点からの調査は意識的に行っているのか。リサイクル製品ではないが、このような例があった。ひと山200円のを、運搬すると運賃として500円かかる、すなわち引き取りで300円支払いしているのを偽装しているのである。そういう調査は必要ではないのか。

執行部：それは（廃棄物に関する）監視又は指導という立場かと思われる。そういう案件があれば監視又は指導に当たるが、一般的な調査は難しい。

委員：仮定の話だが、溶融スラグを1ト購入し、さらに他の産業廃棄物と混ぜて捨て、実際には別に製造したものをリサイクル製品と称して販売すれば利ざやが稼げるのではないか。この前の答弁では、そこまでの確認はしないということだったが、しなくて良いのか。

執行部：その点については、申請書や品質等管理計画どおりに製造しているかを立入調査によって確認しているところである。ただ、ご指摘をいただき、何かできないかを考えるべきと思っている。

委員：この点については、従前から何度も議論してきたが、それは、本条例は議員の方から提案されたもので、執行部は乗り気ではなかったとの思いがあったからである。そのため、執行においてチェック機能を果たしていないのではないか。

委員：前回との関わりも含めて当局に質したい。特別管理廃棄物について、リサイクル製品の原材料から除外すべきだと私は思っていた。また、第4回の検討会において、認定委員の発言として、「それについては、政治的な問題と認知しており、私の立場からは言いにくい、産業廃棄物税の創設を考えたとき誰が考えても最大の負担は石原産業であった。その一定のお金を環境努力に対して補助金でバックしている。専門的知見以外に、政治的な意見から、放射線が多少入ってもいいという拡大解釈に繋がった。リサイクル製品認定委員会よりも、行政の中で落とし穴があったと認識している。」というものがあつた。認定委員としても除外すべきだとの議論があつたが、それにも関わらず除外とならなかつた。認定委員の発言にある「落とし穴」とはどのようなものがあつたのか。

執行部：フェロシルトについては大変な問題であり、その教訓を踏まえて条例を執行しなければならないとの認識に至り、条例改正や立入調査に取り組んだ。県としても、当時、検討委員会を設け、再発防止策を検討した。結論としては、石原産業が悪意を持って虚偽の申請をし、捜査権を持たない県による調査では一定の限界があつたということであつた。

リサイクルを推進することが一つの社会情勢であつたこと、特別管理廃棄物についても無害化されれば問題ないと議論もある中で条文の形になつたと理解している。また、その「落とし穴」とはどういう意味かはよくわからないが、企業が悪意を持って虚偽の申請をした場合について、対応が行われなかつたことを反省し、どのように対応するかを検証しているところである。

委員：回答になっていない。認定委員会の座長も言われたように、補助金として企業に金が流れていたのではないか。仮にも参考人として出席された者が言つたことについて、その発言は回答になっていない。また、石原産業だけの責任にしてはいけな。中日新聞の記事にもあるが、議員が主導し、行政も一体になって押し進めたとある。

委員：この検討会は、過去に遡って責任を追及する場でない。そのような趣旨の発言は遠慮いただきたい。

委員：この検討会は、検証をする場である。このようなことが二度と起こってはならない。犯人探しをするわけではない。なぜあのような事態が起こつたのか、きちんとしておく必要がある。執行部に尋ねる。16年間、立入調査をしないで、県当局は問題がなかつたのか。しかも近隣の県にも迷惑をかけた問題だ。

この中日新聞の記事が、事実でないというなら、抗議しなければならない。事実であるなら、(今後も)同じように騙される懸念がある。県と県議会との間に問題はなかったのか。

委員：この議案は、全会一致で成立したものである。委員は、発言にも気を付けていただきたい。

委員：この条例には私も賛成したものだ。とはいえ、この条例案は新政みえだけによる提案だった。提出された以上、私もリサイクルには反対しなかった。しかし、条例がその後どのように運用されたのか、全くわからなかった。特別管理廃棄物に関する規定について、県の資料でも要求しているが、まだいただけない。県議が主導し、議会から言われたので仕方なく(リサイクルの政策を)押し進め、これが今日のフェロシルトを引き起こしたと考えられる。調査は、県当局も行うべきだ。

委員：この条例は全会一致で成立させたものであるが、その後の運用については、個々の認定に関与していたわけではない。議員が主導して押し進めたという発言は、取り消していただきたい。

委員：議員が主導したという発言を取り消すわけにはいかない。議会が提案してきた条例だからということで、運用についても甘さがあった。特別管理廃棄物を除くというペーパーも出てこないし、気づかない間に大企業の製品を滑り込ませている。

委員：執行部からの説明聴取はここまでとしたい。執行部には退席願う。

次に、これまでの現状把握、参考人意見聴取等を踏まえて、検討すべき論点について議論したいと思う。

議論に先立って、各委員から、[資料3](#)のとおり提案をいただいている。それを、これまでの執行部の説明、有識者の意見等を踏まえた我々正副座長からの提案と合わせて、条文の規定ごとに取りまとめ、条例の規定の改正の必要があるものなど議論を要する点を論点として整理した。それが、[資料4](#)で、お手元に配付している。

[資料4](#)における整理の仕方について、事務局から説明させる。

事務局：[資料4](#)をご覧ください。これは、条文ごとに論点を整理したものであるが、各条文とも、条文、前回説明した他の道府県の規定、その下にこれまでの執行部の説明、その下に前回及び前々回でお招きした有識者の意見を並べている。その下に、各委員からいただいた提案を挙げ、その提案に基づいて検討会として議論していく点を挙げている。

個々の論点についての説明は後で行うが、全体で概ね24の論点がある。

委員：各委員からは事前にご意見、ご提案をいただいたが、今後論点が出てくれば追加するとし、まず、本検討会において議論する論点としては資料のとおりとして、委員間討議に入りたいと思う。

この後の議論の進め方についてだが、論点の項目が多岐に亘るため、条例全体について議論するとなると、範囲が広く、議論が散漫となる懸念がある。議論を効率的に進めるため、条文ごとに、さらに論点ごとに議論を進めたいと考えている。

資料4をご覧ください。まず、第1条、第2条、第4条及び第5条については、特段論点となる提案がなかった。

資料4 3ページをご覧ください。第3条の規定について、ご提案をいただいているが、委員各位のご意見はいかがか。

委員：第3条について議論とは、どういうことか。

事務局：3ページの第3条については、検討会委員提案として 及び がある。

また関連する他の論議もあり、論点とすべきか否かも含めてご議論いただきたい。

委員：第3条についてだけ議論をすると、後で議論をやり戻すこととなるかと思われる。例えば第6条に規定する認定基準について議論し、このような厳しい基準に基づくりサイクル製品であれば、義務規定についてももっと強化すべきなど見直すこととなるのではないか。一度、全体の論点について、総じて説明いただきたい。

委員：全体の論点について事務局に説明させる。

(事務局から資料4のうち、論点項目について説明)

委員：以上の説明を前提にして、条文ごとに議員間討議をしていきたい。第3条について、資料4の3ページに整理しているが、委員から2つ提案をいただいている。第3条について検討会委員意見の は論点とすべきか。

委員：委員のご指摘の は大事なことと思う。議員提案といっても過半数があれば成立させることができるものであり、このことは議会基本条例等の際にも知事からクレームがあった。リサイクルとは切り離して、議提議案の制定プロセスの在り方を考えるべきではないか。制定時は私もいなかったが、プロセスについても、リサイクル条例の場合どうだったなど、議員提出条例案のプロセスを考えるべきではないか、ただし、議長からは過去の議員提出条例の検証を言われており、この検討会か又は別のところで行うかは議論を要する。この意見を受け止めた上で、リサイクル条例は条例を検証してはどうか。

委員：(議員提出条例の立案に関して)現在の申し合わせで十分か、あるいは不足かなど正副座長で相談させていただきたい。必要があれば議長にも相談したい。

委員：それはそれで結構である。三権分立というが、我々は立法に当たり、執

行部は行政に当たる。国会の議院内閣制のようではなく、二元代表制であるので、明確に分かれている。条例を作ったものの、中味に関わり過ぎて行政に介入すると、行政が歪む。ルール化しなければならない。失敗を教訓として然るべきところで議論したい。

委員：本日の検討会は3時終了を予定しており、時間が来たら議論が途中でもう切りたい。ご協力をお願いします。

第3条について意見はいかがか。

委員：この条例は議員提出であり、二期以上の議員ならご存知だと思うが、条例はH15年に成立。確か三年の見直し規定があり、H17年に見直し時期になり、積極的に使えと改正されたものである。一つの会派が発信元であったが、見直しは全会派で行おうということになり、当時私も入った。一番大きな改正がこの第3条であり、努力規定から義務規定になった。そして、その直後にフェロシルトの問題があり、H18年には県が改正を行った。その際に第6条の申請関係の規定のボリュームが増えた。それまでは理念部分が多かった。H18年は、執行部が改正を行ったというのが経緯である。

義務規定にしたのが良かったのかどうか、私も結論は出ていない。私なりにフェロシルト問題を考えると、県議会が条例をつくり、義務規定によって使いなさいとした。執行部は当然そうしなければならないとしてきた。フェロシルト問題が持ち上がったとき、議会の責任が問われ、公式か非公式は不明だが、確か当時の議長は、「議会は条例を成立させたが、執行については執行部の責任であり、執行部が不正を見抜けなかった。議会に責任はない」と、記者会見で言ったと記憶している。

執行部は（条例の執行を）やらされた。議会が仕事をつくったが、仕事をつくった議会には責任はなく、議会が作る義務規定はやり過ぎではないかと考えている。政策誘導は努力とすべきではないかと反省している。

委員：改正のタイミングとフェロシルトの絡みの反省から思いは交錯するが、純粹にリサイクル製品の利用推進の条例を作ったものであり、県としてリサイクル製品を利用推進する立場になる訳であり、「必要な措置を講ずるものとする」程度なら、善良な判断の中で行うべきである。先の委員ご指摘の議員提案でどこまで規定すべきかの議論は別にして、このままの規定とするのがよいと考える。

委員：この条例は国の法律に基づいたものではないが、H13年に資源の有効な利用の促進に関する法律が全面改正され、県等それぞれの主体がどうすべきかも規定された。条文について、その他の論点についても参考となる部分もあるのではないかと。私としてはこの論点については今はどちらとも言えない。両委員の意見とももともとと思う。

委員：利用推進は大いに啓発、PRの意味があると、私は思う。それが、「努め

なければならない」から、義務規定となっている。執行部に先程どの程度割高であるのかと聞いたが、把握していないとのことだった。

義務とすべきではないと考える。制定当時、私は疑問もあったので忸怩たる思いからであるが、義務にしないで元の規定に戻した方がいいというのが私の意見である。

委員：私は一期目であり、過去の経緯は分からないが、純粹に循環型社会の構築に寄与するものと読んだ。フェロシルト問題の経過は聞いたが、条例の趣旨が後退することはいかがと思う。その代わりに厳格な認定過程を定めて安全性の基準を確保し、フェロシルトのような問題も防ぐべきである。

価格が高いのは当然であり、環境は経済の外に置かれていて、近年経済の中に入れられてきた。環境をビジネスにしなければならない。しかし、今は公的機関がある程度担わないと民間ではなかなか取り組めない。将来ずっと続けることは考えていないが、今の時代は、公が担っていくことが必要である。規定を残しておくべきだと考える。循環型社会の形成には大事である。

委員：それはH13年のときからやっているのではないか。「努めなければならない」のときからやっていると思う。その時から比べると、(環境の)外部経済から内部経済化がずっと進んでいる。認識も変わり、今年の(洞爺湖の)環境サミットなど、以前は考えられなかったことだ。例えば、義務規定で執行部は何をしているか。先程の話でもあったが、一定程度の割高であれば使用すると内規で定めている。とはいえ、環境に良いというだけで、例えば2倍あるいは3倍の価格のものを血税である公金で購入するのはいかがか。内部である程度の線引きは必要である。価格について高すぎないかなどは感覚によって、また地域等によって、異なるものである。従って、元の規定の方がすんなり読めるのではと思う。後退するわけではない。やっていることが今に合致すると思う。

委員：意見が2つに分かれているが、第15条の調達義務は「性能、品質、数量、価格等を考慮し、優先的に使用又は購入するように努めなければならない」として、その元になる第3条の努力規定であったものを、H17年に改正した。委員から提案された資源の有効な利用の促進に関する法律について、事務局に調べていただき、再度議論すべきかと考える。

委員：第3条は「努めなければならない」から義務規定になり、これは強制と読める。

委員：次の項に移る。第6条について、一点目の論点から議論したい。

委員：単純に危なっかしいものは条例で規定して(使用を禁止し)、安全性を高めた方がいいと思う。しかし、参考人の意見で無害化したものは構わないのではないかと意見もあった。専門家でないので分からないが、フェロシルトのことを考えると規定した方がいいと思う。ただ、無害化したもの

についてもあるので、他の委員の意見も聴きたい。

委員：案1は特別管理廃棄物をすべて利用不可とし、案2は無害化したとリサイクル製品認定委員が認める場合等は例外を認めるものである。

委員：このあたりの改正を議会が決めるのはどうか。その時には当局の意見を聴きたい。

委員：大体の方向性を打ち出したら、執行部の意見を聴くことも考えている。

委員：私は前から第6条はそう思っていた。H17年の改正は議員提出により行われたが、H18年の改正は執行部により行われた。この第6条も執行部が作り、認定基準を定めたものだ。ここを我々がいじるのか。H18年に問題を受けてこの規定を作ったのが執行部である。この議論は議員提出条例が何であるかということに戻るが、改正すべきかどうか。

委員：H18年の改正ではあるが、元は議員提出条例にある。また、専門家の意見もこれだけある。執行部に預けるのも一つの方法である。大事なのは、認定基準に何かあったときに責任を持てるかである。

委員：資料4の57番の私の意見で「検討を行い」とあるが、この場ではなく、専門家でと言う意味で書いたものである。

委員：執行部は、条例でなく規則で入れた。規則ならば県（執行部）が規定できる。私はそれでは弱いと考えている。特別管理廃棄物及び放射性物質は除外すべきだ。今もすでに禁止されていることであり、条例にも規定してはいかがか。四日市の経験から、有害物質は外に出すべきではない。無害化といっても、散らばったり、酸性の雨などにより懸念は残る。また、私の意見では、大企業の製品は除外すべきである。県の業務としては大企業の支援を対象とはしていないが、中小企業については中小企業支援法により規定されている。

委員：他の二人の委員のご意見のとおり、執行部を尊重したいが、特別管理廃棄物は駄目ということを知事だけが言えるのがいいのか。もう一度議論したい。H17年の改正でなぜ規則に規定したかについては、バランスや条例のテクニカルの面から、またできるだけ早くとの話からであったが、竹上委員のとおり時代が変わり、テクニクの問題もあるが県議会としてどう考えるか。説明を聴かないと腹に落ちない。条例と規則の在り方も含めて。

委員：論点は、条例に入れるのが一つ、無害化したものを考えるのが一つ、また、申入れに入れることも一つである。

委員：特別管理廃棄物についてはリサイクル製品に入れるべきではない。無害化しても安全性から私は反対である。リサイクルはまだ他の分野で取り組むべき余地があると思う。あえて（特別管理廃棄物をリサイクル）しなくても、もっと他にすべきことがある。

委員：時間もきており、今後の進め方について諮りたい。事務局から説明いた

だきたい。

事務局：あらかじめ委員各位から意見をいただき、議論を行うのが、効率的と考える。執行部との協議については、もし改正等するのであれば再度議論をして確認をする必要があるとは考えている。また、本日もご提案の資源の有効な利用の促進に関する法律等については、あらかじめ資料配付など情報提供させていただきたい。

委員：委員各位のご意見をいただいて、議論を進めたい。

事務局：資料5には、論点すべてを盛り込んでいるが、できる限り多くの論点について、ご回答いただきたい。

委員：資料5に従って、すべてについて、できたら第18条までについてご回答いただきたい。大変無理なことだが、できる限りご協力いただきたい。

また、次回の検討会については、10月14日(火)予算決算常任委員会終了後の14:00を予定している。

事務局：それについて、本日、宮川プロジェクトの検討がまとまったので、それについての全員協議会を、10月14日(火)予算決算常任委員会終了後に開催することとなった。従って、条例検討会は、全員協議会終了後を予定している。

委員：次回は、10月14日(火)全員協議会終了後ということで、本日はこれで終了する。

以上